

伴走型経営支援特別貸付の ご案内

こんなメリットがあります!



- 借り入れ時の信用保証料を軽減します
(事業者負担の保証料が年0.2%相当額になります)

◆保証料の例◆

融資金額2,000万円、融資期間10年、据置期間2年の場合

保証料額: 保証料補助により108万8千円→25万6千円となり、
83万2千円の負担軽減になります

- 金融機関の継続的な伴走支援により、
経営改善の取組を後押しします

その他にも...



- 据置期間を最大5年まで設定できます
- 既往借入金の借換えが可能です

(県・神戸市制度融資と同額以下の範囲内で、その他の信用保証付融資も合わせて借換可能)

◆借換の例◆

県制度融資の既往借入金1,000万円と

県制度融資以外の信用保証付融資1,000万円を合わせて借換え

※金利0.9%となり、返済負担を軽減できます



制度の詳細は裏面へ

伴走型経営支援特別貸付 の内容

金融機関の伴走支援を受け、経営改善等に
取り組む場合、保証料負担を軽減します



対象者：セーフティ保証 4号、5号（売上高等減少率 15%以上）、
危機関連保証の認定を取得し、経営行動計画を
策定した中小企業者、個人事業主

信用保証料：年 0.2%相当額（国・県補助後）
※約 3/4 相当分の保証料を補助

利率：年 0.9%（固定）

限度額：① 4,000 万円

② 2,000 万円

※②は①の利用を前提とし、かつ限度額を超えた場合に利用可能

※②の利用は、①と同一金融機関からの申込みに限る

期間：10年（据置5年）以内

※危機関連保証で利用する場合、②の据置期間は2年以内

資金使途：運転・設備資金、県・神戸市制度融資等の借換資金

※取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。
また、主な内容を記載しているため、上記以外の要件等がある場合もあります。

詳しくは、ホームページをご覧ください

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05_000000031.html



<問い合わせ先>



※ 融資申込は取扱金融機関が窓口となります
取扱金融機関又は兵庫県産業労働部地域金融室へ
電話 078-362-3321(地域金融室)